X　産業経済

1．フードバレー推進 …… 237

2．農　　業 …… 239

3．林　　業 …… 255

4．水　産　業 …… 258

5．商　　業 …… 259

6．工　　業 …… 265

7．観光・物産 …… 274

8．産業活性化支援事業 …… 282

9．地籍調査事業 …… 283

1　フードバレー推進

（1）八代港農林水産物輸出リーファーコンテナ利用補助金

設置目的　八代港の国際コンテナ定期航路及び国内コンテナ定期航路を利用した農林水産物（加工品を含む）の輸出促進を目的として、リーファーコンテナで輸出する荷主に対し、予算の範囲内で八代港農林水産物輸出リーファーコンテナ利用補助金を交付する

施 行 日　平成 27 年 4 月 1 日

対 象 者　補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付を受けようとする年度に八代港の国際コンテナ定期航路又は国内コンテナ定期航路を利用する企業（個人経営の企業を含む。）であって、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

①リーファーコンテナ（国内コンテナ定期航路にあっては、国際フィーダー貨物に限る。以下同じ。）で農林水産物を輸出する八代市内の荷主（商社等との契約により直接荷主とならない場合において、実質上の荷主であると市長が認めるものを含む。以下同じ。）であること。

②リーファーコンテナで八代地域の農林水産物を輸出する荷主であること。

対象経費　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

①ＯＣＦ（海上運賃）

②ＴＨＣ（ターミナル取扱費用）

③ＤＯＣ　ＦＥＥ（書類作成費用）

④ＳＥＡＬ　ＦＥＥ（コンテナ封印費用）

⑤ＦＡＦ（燃油割増料）

⑥ＹＡＳ（通貨調整料）

⑦その他市長が特に認めるもの

補助金額　補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20フィート又は40フィートのコンテナ1個当たりの上限額は15万円とする。

補助実績　1 件　合計 150,000 円（平成 27 年度）

1 件　合計 117,000 円（平成 28 年度）

（2）八代産農林水産物等ＰＲ事業補助金

設置目的　農林水産物の高付加価値化と関連産業の集積により食に関するあらゆる産業の活性化に向けて、八代産農林水産物等の販路を開拓し需要の拡大を図るため、国内外においてＰＲ事業を行う事業者に対して補助金を交付する。

施 行 日　平成 29 年 6 月 1 日

対 象 者　八代市内に主たる事業所等を有する農林水産業者、商工業者等であって、「食」に関連する取組を行い、フードバレーやつしろの実現に寄与すると認められるもの。

対象事業　八代産農産物等の販路拡大のためのＰＲに係る商談会、展示会、その他イベントの開催、出展等であって、平成 30 年 3 月 15 日までに実施されるもの。

対象経費　補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの。（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）

①出展料
②会場使用料
③展示装飾費
④原材料費又は仕入価格
⑤輸送費
⑥広告物製作費
⑦通訳費
⑧旅費
⑨その他市長が必要と認める経費

※本補助金以外の助成金等又は補助対象事業に係る売上金、入場料等の収入がある場合は、補助対象経費から当該収入の額を控除する。

補助金額　補助対象経費の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（上限 50 万円）。
なお、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。

補助実績　7 団体　合計 3,110,000 円（平成 26 年度）
4 団体　合計 3,103,000 円（平成 27 年度）
16 団体　合計 4,372,000 円（平成 28 年度）

※平成 27 年度に実施した「輸出用商品パッケージ開発補助金（実績：2 件 301,568 円）」は、平成 28 年度より本補助金に統合。

2　農　　業

（1）経営概要

①農家戸数　　（単位:戸）

農家戸数	農業就業人口	専業農家戸　数	兼業農家戸数			自給的農家戸数
			第1種	第2種	計	
4,185	6,829	1,556	637	967	1,604	1,025

（2015年　農林業センサス）

②耕地面積（平成27年）　　（単位:ha）

田	畑	計
6,760	690	7,450

（第62次熊本農林水産統計年報）

③粗生産額（平成26年）

項目＼品目	野菜	米	工芸作物	果樹	花き	畜産	その他	合計
粗生産額（百万円）	30,980	5,380	4,710	1,060	530	210	130	43,000
割合(%)	72.0%	12.5%	11.0%	2.5%	1.2%	0.5%	0.3%	100.0%

（八代市推計）

（2）農業協同組合

①現数　　（平成29年6月）

農協名	組合員人数		役員数		職員数
八代地域農協	（正）6,782人 （准）3,555人	合計 10,337人	理事　28人 監事　8人	計　36人	403人

②農協合併の経過

ア	郡築農協	昭和36年7月1日	郡築農協と築地第一農協が合併
イ	龍峯中央農協	昭和38年3月	龍峯中央農協と龍峯農協が合併
ウ	八千把農協	昭和44年4月1日	八千把農協と八千把第一農協が合併
エ	八代市農協	昭和53年5月1日	植柳農協、金剛開拓農協、日奈久町農協、高田農協、八代市4H農協、松高農協、昭和農協が合併
オ	八代市農協	平成元年4月1日	龍峯中央農協、八千把農協、郡築農協、八代市農協、日奈久第一農協が合併
カ	八代地域農協	平成7年7月1日	八代市農協、金剛農協、千丁農協、竜北町農協、熊本氷川農協、坂本村農協が合併
キ	八代地域農協	平成11年4月1日	八代地域農協と太田郷農協が合併
ク	八代地域農協	平成17年4月1日	八代地域農協と鏡農協、北新地農協が合併

（３）農業振興地域整備計画

整備計画名	地域指定年月日	計画策定年月日	最終変更年月日（全体見直し）	
八代(合併後)	平成21年 6月 2日	平成21年10月14日	平成29年4月26日	
八　代	昭和45年12月25日	昭和48年 3月 4日	平成15年 5月16日	八代(合併後)に統合
坂本村	昭和48年10月25日	昭和49年 3月30日	平成10年11月10日	
千丁町	昭和45年12月25日	昭和47年 9月22日	平成14年 9月30日	
鏡　町	昭和45年12月25日	昭和46年 9月 2日	平成15年11月12日	
東陽村	昭和47年10月11日	昭和48年 9月14日	平成 9年12月 3日	
泉	昭和47年10月11日	昭和48年 9月14日	平成 5年 3月22日	

農用地区域の地目別面積（平成29年4月26日現在）

（単位：ｈａ）

	農用地				山林原野	農業用施設	その他	合計	市域に占める割合（%）
	田	畑	果樹園	計					
農業振興地域（A）	6,553	1176	35	7,764	10,542	27	3,348	21,681	31.9
農用地区域（B）	5,893	282	32	6,207	11	27	72	6,317	9.3
（B）／（A）%	89.9	24.0	91.4	79.9	0.1	100.0	2.2	29.1	—

（参考）市全域面積　680.24㎢

（４）農業関係施設

①八代市農事研修センター（八代市鏡町内田1339番地1）平成29年度から鏡コミュニティセンターへ移行

事業の種類　農村総合整備モデル事業

事業の目的　農業者はもとより農村地域住民が各種の研修、集会、生活改善等を組織的に推進する。

工期　着工　昭和55年9月15日　竣工　昭和56年9月16日

敷地面積　5,777㎡

建築面積　鉄筋コンクリート造2階建　1,785.66㎡

総事業費　368,780千円

財源内訳　国庫補助金　170,545千円、地方債　126,300千円、一般財源　71,935千円

施設内容　研修室、和室、調理実習室、生活研修室、談話ロビー、大集会室、事務室、管理棟、土壌分析室、団体控室、視聴覚室

施設の利用状況（平成28年度実績）

室＼区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
大集会室（ホール）	103	20.4	2,451	34.2
研修室	97	19.2	1,763	24.6
和室	100	19.8	214	3.0
団体控室	56	11.1	1,042	14.5
生活研修室	107	21.2	924	12.9
調理実習室	14	2.8	249	3.5
視聴覚室	27	5.4	531	7.4
計	504回（月平均 42回）		7,174人（月平均 598人）	

※土壌分析診断事業

精密迅速な土壌分析結果に基づき的確な施肥改善策を指導する。

フローシート

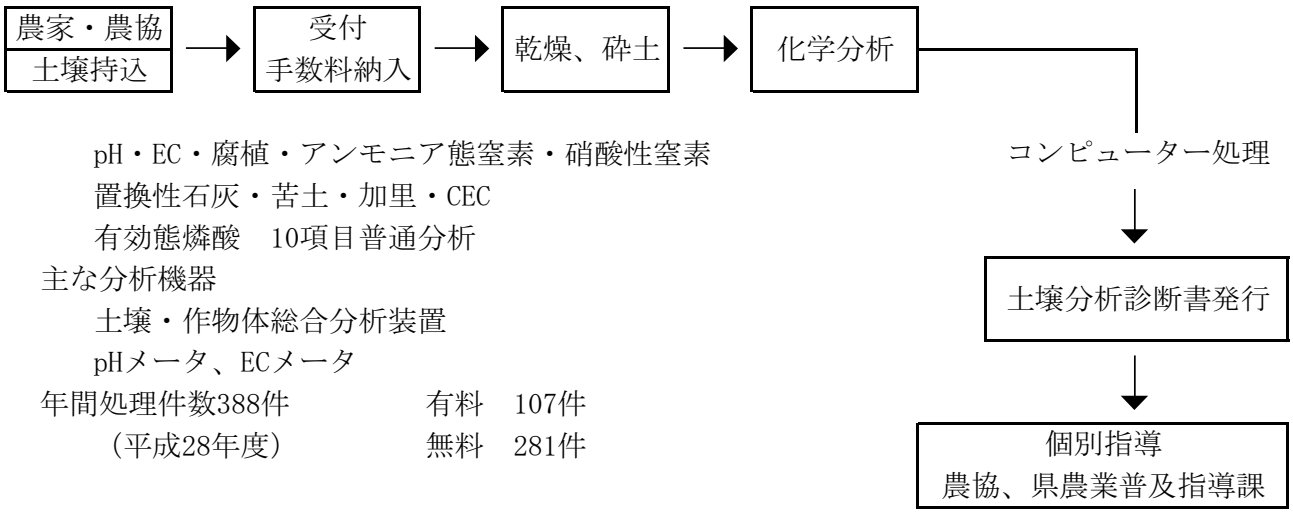

pH・EC・腐植・アンモニア態窒素・硝酸性窒素
置換性石灰・苦土・加里・CEC
有効態燐酸　10項目普通分析

主な分析機器

土壌・作物体総合分析装置
pHメータ、ECメータ

年間処理件数388件　　有料　107件
（平成28年度）　　無料　281件

・青年農業者クラブ(4H)の活動支援・指導　クラブ員　17名
・生活研究グループの活動支援
（旧八代）加工品作り・料理講習会・健康講座・リーダー研修・視察研修・農山漁村フォーラム（5団体 16名）
（鏡　町）加工品作り・リーダー研修・料理講習会・農山漁村フォーラム（2団体 11名）
（坂本町）加工品作り・リーダー研修・郷土料理伝承・視察研修（4団体 18名）

②農村婦人の家（八代市昭和明徴町730-1）平成29年度から昭和コミュニティセンターへ移行

事業の種類　農山漁村生活改善施設整備事業
事業の目的　農村婦人が生活改善についての知識及び技術を習得するために行う共同学習、農産加工、健康増進管理等の多目的な活動の場とし、農村地域における生活改善等の増進を図る。
工　　期　着工　昭和54年12月1日　　竣工　昭和55年3月27日
敷地面積　1,969.68㎡
建築面積　鉄筋造平屋建　　386.7㎡
施設内容　教養室（和室）、農産加工実習室、図書室兼事務室、倉庫
総事業費　52,370千円
財源内訳　国庫補助金　15,021千円、地方債　36,300千円、一般財源　1,019千円

施設の利用状況（平成28年度実績）　（単位:人）

区分 / 室	午前	午後	夜間	合計
健康増進室	604	668	1,198	2,470
教養室	713	449	1,564	2,726
農産加工室	72	155	107	334
合計	1,344	1,272	2,869	5,485

③龍峯農業研修所（八代市興善寺町1952）平成29年度から龍峯コミュニティセンターへ移行

事業の種類　地域農政推進対策事業、地域農政整備事業
事業の目的　水田利用の再編、農用地の有効利用、担い手育成、健康増進等についての研修の場に利用、地域農業の振興を図る。

工　　期　　着工　昭和56年10月11日　　竣工　昭和57年2月23日
敷地面積　　1,181㎡
建築面積　　鉄筋コンクリート、一部鉄骨造平屋建　432㎡
施設内容　　健康増進室兼集会室、教養室(和室)、研修室、展示資料室
総事業費　　77,109千円
財源内訳　　国庫補助金　34,129千円、地方債　28,400千円、一般財源　14,580千円

施設の利用状況（平成28年度実績）　　（単位:人）

区分／室	午前	午後	夜間	合計
健康増進室兼集会室	1,340	740	1,013	3,093
大研修室	509	273	469	1,251
教養室	194	157	129	480
合計	2,043	1,170	1,611	4,824

④深水生活改善センター（八代市坂本町深水い1542番地2）
事業の種類　　第二期山村振興農林漁業特別対策事業
事業の目的　　農山村の生活改善を図り、住民福祉の向上に資する。
工　　期　　着工　　昭和57年10月16日　　竣工　　昭和58年2月8日
敷地面積　　1,208㎡
建築面積　　鉄筋コンクリート造平屋建　206.0㎡
総事業費　　23,000千円
財源内訳　　国庫補助金　11,500千円、県補助金　2,300千円、地方債　7,500千円、
　　一般財源　　1,700千円
施設内容　　広間・和室・調理室

施設の利用状況（平成28年度実績）

区分／室	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
広間	100	76.9	1,065	76.1
和室	24	18.5	265	19.0
調理室	6	4.6	69	4.9
計	130回(月平均 10回)		1,399人(月平均 116人)	

⑤鶴喰生活改善センター（八代市坂本町鶴喰2220番地）
事業の種類　　第二期山村振興農林漁業特別対策事業
事業の目的　　農山村の生活改善を図り、住民福祉の向上に資する。
工　　期　　着工　　昭和54年11月13日　　竣工　　昭和55年2月29日
敷地面積　　876㎡
建築面積　　鉄骨造平屋建　　199.23㎡
総事業費　　20,700千円
財源内訳　　国庫補助金　10,350千円、県補助金　2,070千円、地方債　7,500千円、
　　一般財源　　780千円
施設内容　　広間・和室・調理室

施設の利用状況（平成28年度実績）

区分／室	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
広　　間	13	16.5	165	14.5
和　　室	57	72.1	828	72.7
調 理 室	9	11.4	146	12.8
計	79回(月平均 6回)		1,139人(月平均 95人)	

⑥久多良木地区多目的集会施設（八代市坂本町百済来下694番地）

事業の種類　　第三期山村振興農林漁業特別対策事業
事業の目的　　農山村の生活改善を図り、住民福祉の向上に資する。
工　　期　　着工　　平成5年10月25日　　竣工　　平成6年3月25日
敷地面積　　3,738㎡
建築面積　　鉄筋スレート造平屋建　　243.67㎡
総事業費　　45,714千円
財源内訳　　国庫補助金　22,179千円、県補助金　3,992千円、地方債　17,000千円、
　　一般財源　　2,543千円
施設内容　　広間・和室・調理室

施設の利用状況（平成28年度実績）

区分／室	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
広　　間	125	88.7	862	83.2
和　　室	15	10.6	164	15.8
調 理 室	1	0.7	10	1.0
計	141回(月平均 11回)		1,036人(月平均 86人)	

⑦西部地区多目的集会施設（八代市坂本町西部は1896番地）

事業の種類　　第三期山村振興農林漁業特別対策事業
事業の目的　　農山村の生活改善を図り、住民福祉の向上に資する。
工　　期　　着工　　平成6年8月31日　　竣工　　平成7年3月30日
敷地面積　　2,030㎡
建築面積　　木造平屋建　　281.58㎡
総事業費　　63,944千円
財源内訳　　国庫補助金　26,065千円、県補助金　4,692千円、地方債　21,300千円、
　　一般財源　　21,271千円
施設内容　　広間・和室・調理室

施設の利用状況（平成28年度実績）

区分／室	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
広　　間	58	80.6	798	81.9
和　　室	13	18.0	130	13.4
調 理 室	1	1.4	46	4.7
計	72回(月平均 6回)		974人(月平均 81人)	

⑧生活館（八代市坂本町鮎帰い1299番地）

事業の種類　農村地域トータルライフ向上対策事業
事業の目的　農村地域住民の自主性かつ共同性をいかしながら地域に見合った集落ビジョンの策定及び風土をいかした快適な環境づくりと活力あるまちづくりを総合的に推進する。
工　　期　着工　昭和61年12月1日　竣工　昭和62年3月20日
敷地面積　468㎡
建築面積　鉄骨木造二階建　211.53㎡
総事業費　46,291千円
財源内訳　国庫補助金　12,723千円、地方債　23,500千円、一般財源　10,068千円
施設内容　ふれあい室、創作活動室、村の歴史館、農産加工室、洗濯室

施設の利用状況（平成28年度実績）

区分／室	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
ふれあい室	2	1.2	36	6.3
創作活動室	0	0.0	0	0.0
村の歴史館	1	0.6	10	1.8
農産加工室	145	90.1	510	89.5
洗濯室	13	8.1	14	2.4
計	161回(月平均 13回)		570人(月平均 47人)	

⑨千丁特産品直売所（美湯菜館：八代市千丁町新牟田1464番地）

事業の種類　地域個性創造事業（H13熊本県地域振興総合補助金）
事業の目的　地域資源に付加価値を与えるため、農産物の加工・販売施設を整備し、地域産業の活性化を図る。
建築年度　平成13年度（平成17年度増築あり）
建築面積　木造平屋建　144.47㎡（増築後面積）
総事業費　15,300千円
財源内訳　県補助金　6,000千円、一般財源　9,300千円
施設概要　現在は、千丁町物産振興協議会にて施設運営中であり、地域特産品を中心に約300種の商品の販売と地域素材を材料とした軽食を提供している。

⑩鏡町農産物共同販売所（八代市鏡町内田1339番地1）

事業の種類　単独事業
事業の目的　自家で収穫した新鮮でおいしい農海産物及び加工品を消費者に提供し委託販売することで、生産者同士の情報の交換・ふれあいの場をつくり農業経営の改善を図り、町の活性化に寄与することを目的とする。
工　　期　着工　平成13年3月22日　竣工　平成13年5月10日
建築面積　木造平屋建　99.12㎡
総事業費　4,199千円
財源内訳　一般財源　4,199千円
施設概要　共同販売所『どてかぼちゃ』の名称のもと、町内の地域特産品を中心に農海産物の販売と加工品を消費者に提供するなどふれあいをとおして町の活性化に寄与する。

⑪東陽農産物加工施設（八代市東陽町1024番地2）

事業の種類　　単独事業
事業の目的　　特産品の開発及び農作物の加工・販売を促進すると共に、農産物の地産地消の推進を図り、地域農業の振興と活性化に寄与することを目的とする。
工　　期　　着工　平成15年8月21日　　竣工　平成15年12月10日
敷地面積　　135.00㎡(建築面積)
建築面積　　木造平屋建　135.00㎡
総事業費　　22,221千円
財源内訳　　一般財源　22,221千円
施設内容　　加工所、休憩室、ボイラー室、資材室

施設の利用状況（平成28年度実績）

区分／室	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
加工所	64	100.0	468	100.0
計	64回		468人	

⑫東陽定住センター（八代市東陽町1058番地1）

事業の種類　　新農村地域定住促進対策事業
事業の目的　　農村生活の改善合理化、農村リーダーの育成、農業技術の助言指導及び農産加工品の開発と販路開拓を図る。
工　　期　　着工　昭和61年12月12日　　竣工　昭和62年5月30日
敷地面積　　3,136.9㎡
建築面積　　鉄骨造平屋建　721.64㎡
総事業費　　104,336千円
財源内訳　　国庫補助金　42,047千円、県補助金　9,390千円、一般財源　52,899千円
施設内容　　大研修室、和室、資料閲覧室、調理室、事務室

施設の利用状況（平成28年度実績）

区分／室	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
大研修室	99	41.8	4,296	71.3
和室	87	36.7	1,234	20.5
資料閲覧室	40	16.9	398	6.6
調理室	11	4.6	98	1.6
計	237 回		6,026 人	

⑬泉農林産物流通加工施設（八代市泉町栗木49）（※指定管理者制度導入・H18年度～）

事業の種類　　山村振興農林漁業対策事業
事業の目的　　特産品の開発及び農作物の加工・販売を促進すると共に、農産物の地産地消の推進を図り、地域農業の振興と活性化に寄与することを目的とする。
工　　期　　着工　平成7年12月4日　　竣工　平成8年10月30日
敷地面積　　1043.5㎡
建築面積　　鉄骨造平屋建　282.5㎡
総事業費　　117,000千円

財 源 内 訳　　国庫補助金　58,500千円、県補助金　10,530千円、
　　一般財源　　47,970千円
施 設 内 容　　加工所、ボイラー室、資材室、休憩室

施設の利用状況（平成28年度実績）

区分／室	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
加　工　所	274	100.0	1,918	100.0
計	274回		1,918人	

⑭泉農村研修センター（八代市泉町下岳1700）

事業の種類　　第三期山村振興農林漁業対策事業
事業の目的　　市の農業振興の担い手を養成する活動の拠点として、農業従事者等の研修、食生活の改善及び健康増進等を図る。
工　　期　　着工　昭和61年9月30日　　竣工　昭和62年2月25日
建 築 面 積　　鉄骨造平屋建　269.7㎡
総 事 業 費　　28,540千円
財 源 内 訳　　国庫補助金　14,270千円、一般財源　14,270千円
施 設 内 容　　健康増進室、小会議室、調理実習室

施設の利用状況（平成28年度実績）

区分／室	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
健康増進室	25	29.1	273	53.5
小会議室	17	19.8	89	17.5
調理実習室	44	51.2	148	29.0
計	86 回		510 人	

（５）農業後継者施策

①就農間もない農業者のための講座（八代市鏡町内田1339-1 農事研修センターほか）

目　　的　　就農から3年程度までの農業者を対象として、農業経営に関する講座による知識・技術の習得により、八代農業の担い手を育成する。
設置年月日　　昭和43年4月1日（農業青年ゼミナールとして開講
　　平成24年4月1日（八代農業技術者養成講座に名称変更）
研 修 期 間　　11月から翌年3月までに約4回程度
研 修 内 容　　病害虫、土壌肥料、土壌管理・施肥管理の基礎、農業経営に関する講演
受講対象者　　市内居住の新規就農者及び就農後3年程度の人
講　　師　　熊本県職員、農業参入コンサルタント、他

受講者実績

年　度	H24	H25	H26	H27	H28
参加者数	10	12	19	20	4
（うち女性）	(1)	(0)	(2)	(4)	(0)

（昭和43年開設以降延べ1,272名修了）

②八代市農業後継者育成協議会（旧若者ふれあい促進事業）

［農林水産政策課　農事研修センター内］

目　　的　　研修事業や独身男女の交流事業により総合的に農業後継者を支援育成し、八代地域の農業振興に資することを目的とする。
事 業 主 体　　八代市農業後継者育成協議会

事　業　費　　平成28年度　900千円
（八代市負担金 400千円　八代地域農業協同組合負担金 500千円）
活 動 内 容　　ふれあいパーティ、八代農業プロモーション事業等

③農村女性活動促進事業
目　　的　　担い手女性の地位向上、農業経営参画、社会参画ができ、自分の持てる能力を十分発揮できる活動条件整備を目的とする。
事 業 主 体　　八代市
活 動 内 容　　女性農業者講座、農産加工グループ及び直売所活動支援、
農業経営・技術研修会への参加、男女共同参画推進、
農業女性アドバイザー活動支援、くまもとふるさと食の名人活動支援、
家族経営協定の推進支援

（６）担い手育成支援事業

①認定農業者の認定及び育成
・八代市担い手育成総合支援協議会
認定農業者の認定促進､担い手の経営改善､農地利用推進､法人化推進等の事業を行っている。
【構　成】 県､ＪＡやつしろ､農業委員会及び八代市
・認定農業者の審査
申請された農業経営改善計画については、八代市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の基準を満たす農業者について、旧市町村単位で審査を行い、認定農業者に認定している。

年度別認定件数

年　　度		H24	H25	H26	H27	H28
認定件数	新規	33	48	116	121	28
	再認定	159	73	189	230	280

※認定期間は5カ年、認定満了者には再度計画を作成するよう誘導し、再認定している。

・担い手の支援･育成に関する取組
担い手を支援・育成する団体として、八代市担い手育成総合支援協議会及び八代市認定農業者連絡協議会があり、経営改善、法人化、農業簿記等の研修や全国・九州担い手サミットへの参加等を通じ、農業者の経営向上を図っている。

②集落営農組織化支援活動
目　　的　　地域でまとまって集落営農組織を作り、将来的に効率的で安定した経営を行うよう助言、指導する。

H28年度迄の集落営農組織　　5組織
H28年度の集落活動支援重点地区　平和地区､北出地区、鶴喰地区、松高地区

③家族経営協定推進事業
目　　的　　家族経営中心の日本農業を魅力あるものとし、性別を問わず意欲をもって取り組めるよう、それぞれの意欲と能力を十分に発揮できる環境づくりをするため、農業経営を担っている家族一人ひとりの役割と責任、所得等を明確にし、文書にして取り決める。
締 結 実 績　　平成27年度まで　390戸
平成28年度　　18戸　　合計408戸

（７）　経営所得安定対策実施状況

年度	水稲作付目標面積(A)	水稲作付面積(B)	達成率	水稲作付超過面積	実施農家数	転作作物等												
						飼料作物	麦	大豆	い草	トマト	地力増進作物	その他野菜	永年性作物	花き・種苗類・その他豆類等	調整水田	自己保全管理	その他	合計
	ha	ha	%	ha	戸	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
H21	4,024.0	4,365.4	92.2	341.4	2,165	285.6	26.7	7.0	218.0	531.6	70.4	385.5	6.9	117.2	198.3	29.0	268.7	2,179.1
H22	4,024.0	4,285.3	93.9	261.3	1,755	510.8	20.5	5.5	174.8	554.0	57.8	376.7	6.8	67.9	181.0	43.5	315.9	2,315.2
H23	3,917.0	4,014.8	97.5	97.8	1,963	728.8	26.2	2.6	149.1	561.3	32.5	398.1	4.7	106.3	181.0	34.0	256.7	2,481.3
H24	3,872.0	4,037.5	95.9	165.5	1,902	734.1	16.1	2.0	145.7	567.9	28.9	395.7	4.1	70.3	168.5	26.3	263.0	2,422.6
H25	3,923.5	4,147.9	94.6	224.4	1,848	607.2	17.9	2.3	135.2	584.2	31.7	401.7	2.9	70.7	139.5	27.9	254.8	2,258.1
H26	3,646.0	3,795.9	96.0	149.8	1,810	637.4	30.9	3.1	122.4	607.2	29.5	400.9	3.0	57.3	146.7	30.2	284.0	2,352.6
H27	3,639.0	3,540.4	102.7	-98.6	1,735	762.9	37.0	2.8	118.6	610.2	25.4	407.6	3.7	65.4	257.3	187.1	106.7	2,584.7
H28	3,648.0	3,432.6	106.2	-215.4	1,688	803.8	32.4	4.5	108.5	617.4	21.7	423.8	3.9	68.0	186.1	197.1	100.7	2,567.9

※　平成21年度以前は「水田農業構造改革対策」

※　平成22年～平成24年度は「戸別所得補償対策」

（8）主要農作物生産及び家畜家きん飼養羽数の推移

年度	穀物・いも類						野菜								工芸農作物		家畜・家きん								果樹（かんきつ）			
	米		小麦		ばれいしょ		トマト		キャベツ		レタス		メロン		イグサ		乳牛		肉用牛		豚		ブロイラー		文旦類		計	
	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	飼育頭数	飼育戸数	飼育頭数	飼育戸数	飼育頭数	飼育戸数	飼育頭数	飼育戸数	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量
	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	頭	戸	頭	戸	頭	戸	千羽	戸	ha	t	ha	t
H21	4,370	22,500	115	132	110	2,667	455	38,023	186	7,097	103	2,830	204	4,321	728	9,487	91	3	127	7	151	4	83	2	51	840	127	1,801
H22	4,350	21,800	125	143	105	2,340	464	37,610	180	6,233	113	3,420	213	3,377	682	7,843	95	3	72	6	231	4	83	2	51	810	124	1,394
H23	4,210	21,100	142	453	143	3,560	454	52,400	199	6,770	142	5,150	180	4,648	693	8,590	116	3	59	6	156	4	83	2	51	685	123	1,490
H24	4,210	21,400	156	395	142	3,730	458	49,000	205	6,810	145	5,000	140	2,822	693	8,580	156	3	22	5	115	4	85	2	51	705	118	1,466
H25	4,330	21,900	146	405	145	3,680	449	54,400	213	8,030	154	5,280	100	3,500	661	9,518	160	3	54	7	118	4	85	2	51	730	110	1,506
H26	4,280	21,800	191	598	143	3,930	470	56,720	201	7,510	153	5,430	90	3,150	601	8,234	166	3	57	5	86	4	78	2	51	730	110	1,514
H27	4,150	20,500	203	443	133	3,790	496	58,210	216	7,510	159	4,710	85	2,975	567	6,294	165	3	17	3	67	2	78	2	53	530	113	1,278

農業振興課調べ

（9）農業基盤整備事業

①国営土地改良事業

ア　国営かんがい排水事業

地　区　名　　八代平野地区

事業年度　　国　営　昭和39年度～同48年度
県　営　昭和41年度～同56年度
団体営（土地改良区）　昭和45年度～昭和60年度

事　業　量　　頭首工　1カ所　　用水路工　35,000m　　排水路工　4,000m

水利計画　　取水量　25トン　（1秒間につき）
うち農業用19.5トン（球磨川北岸15.5トン、同南岸4.0トン）、
工業用 5.5トン

受益面積　　6,340ha
うち旧八代市3,783ha（球磨川北岸2,569ha、同南岸1,214ha）、
旧千丁町815ha、旧鏡町1,718ha、旧宮原町24ha

受益農家数　　6,068戸
うち旧八代市3,665戸、旧千丁町664戸、旧鏡町1,314戸、
旧宮原町　425戸

事　業　費　　（単位：千円）

種　別	全　体	共同事業	内　訳		
			工　業	農　業	
				かんがい排水	災害復旧
国営事業	4,144,607	1,401,000	585,618	493,152	322,230
うち頭首工	1,178,000	1,198,000	500,764	421,696	275,540
うちかんがい排水工	2,966,607	203,000	84,854	71,456	46,690
県営事業	10,310,265				
団体営事業	606,996				
うちかんがい排水工	606,996				
合　計	15,061,868	1,401,000	585,618	493,152	322,230

事業費負担割合　　国　営　　国　58%　県　21%　受益者　21%
県　営　　国　50%　県　25%　受益者　25%
団体営　　国　55%　受益者　45%

受益者負担金の支払い　　完工払い　　負担額の20%、融資による年賦払い　80%

融資金の償還期限　　国　営　　17年　（据置2年）
県　営　　20年　（据置5年）
団体営　　15年

イ　国営造成土地改良施設整備事業

地　区　名　　八代平野地区

事業年度　　昭和62年～平成2年

事　業　量　　頭首補強工　1式　　ゲート補修　10門　　幹線用水路補修

受益面積　　6,340ha
うち旧八代市3,783ha（球磨川北岸2,569ha、同南岸1,214ha）、
旧千丁町815ha、旧鏡町1,718ha、旧宮原町24ha

事　業　費　　784,234千円

②その他の整備事業

【本庁】

○県営水利施設整備事業（排水対策特別型）旧県営排水対策特別事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
第二郡築地区	H25～32	311.0ha	排水機場工 （横軸斜流 Ø1,650㎜×350kw×4台）	2,702,000千円
竜西地区	H22～26	119.7ha	排水路工　　L=5,907m	514,000千円

○県営水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）　旧ストックマネジメント事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
郡築地区	H25～32	612.5ha	主ポンプ設備補修　3台 主エンジン更新　　3台 電気設備更新　　一式	1,091,000千円

○県営地域用水事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
郡築	H21～24		親水護岸　L=518m 周回道路　L=570m	113,800千円

○県営農地整備事業（経営体育成型）　　旧経営体育成基盤整備事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
平和地区	H8～23	289.2ha	道 路 工　　L=21,725m 排水路工　　L=27,590m 用水路工　　L=31,594m ﾊﾞｯﾌｧﾎﾟﾝﾄﾞ　9ヵ所 揚水機場　　10ヵ所 客 土 工　　A=84.1ha	5,253,000千円
水島地区	H12～22	120.6ha	道 路 工　　L= 9,140m 排水路工　　L=12,743m 用水路工　　L=2,111m	1,929,000千円
昭和地区	H25～32	341.0ha	用水路工　　L=20,400m 排水路工　　L=12,300m 暗渠排水　　A=15.7ha 道 路 工　　L=6,100m 排水機場　　一式	4,175,000千円

○非補助土地改良融資事業（かんがい排水・農道）

目　　的　八代地域は干拓による造成地のため、地下水位が高く、排水障害による農業生産の再編成を阻害している。排水路を改修することにより、汎用農地を確保し、農業生産性の向上と農業経営の安定を図る。

事業主体　八代市

実施期間　昭和53年度～

財　　源　日本政策金融公庫からの融資(事業費全額)
農協が借入主体となり、市に分担金として納入。次年度以降、市が償還金を全額補助。

償還期間　15年(5年据え置き)

年度／項目	H23まで	H24	H25	H26	H27	H28	合計
事 業 費(千円)	5,736,846	92,000	84,506	85,400	89,400	91,820	6,179,972
路 線 数	428	7	7	7	8	8	465
延　　長(m)	113,308.9	2,104.7	1,711.1	1,699.0	2,041.0	1,740.0	122,604.7
受益面積(ha)	2,829.4	48.9	47.5	38.0	36.0	18.0	3,017.8

○団体営基盤整備促進事業（事業地区：旧八代市）

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
日奈久新地地区	H20～22	11.3ha	道路工 L= 705m 排水路工 L=1,518m	69,010千円
鼠蔵地区	H20～23	52.5ha	排水路工 L=5,656m	290,000千円
北原地区	H20～22	15.7ha	排水路工 L=1,450m	74,139千円

○団体営農業体質強化基盤整備促進事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
鼠蔵地区	H24（H23繰越）	5.7ha	排水路工 L=565.4m	26,400千円
八代1地区	H24（H23繰越）～ H25（H24繰越）	32.3ha	排水路工 L=2,491.9m	106,880千円
八代2地区	H24（H23繰越）	181.1ha	区画拡大 A=29.7ha 暗渠排水 A=151.4ha	255,048千円
八代3地区	H25（H24繰越）	13.1ha	排水路工 L=1,362.2m	49,480千円
八代4地区	H25（H24繰越）	193.1ha	区画拡大 A=14.9ha 暗渠排水 A=178.2ha	282,265千円

○団体営農業基盤整備促進事業（H24新規事業）

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
八代平野地区	H25（H24繰越）	66.8ha	区画拡大 A=29.7ha 暗渠排水 A=151.4ha	26,400千円
八代平野4地区	H25（H24繰越）	7,270ha	区画拡大 A=29.7ha 暗渠排水 A=151.4ha	106,880千円
八代平野5地区	H26（H24繰越）	268.3ha	区画拡大 A=12.1ha 暗渠排水 A=256.2ha	396,350千円
八代5地区	H26（H25繰越）	26ha	排水路 L=1,520m	100,000千円
八代平野北部	H26（H25繰越）	4,742ha	さく井 N=2 用水路 L=4,183.6m	150,000千円
金剛	H26（H25繰越）	276ha	用水路 L=250m	10,500千円
八代平野6地区	H26	59ha	区画拡大 A=1.1ha 暗渠排水 A=58.4ha	88,679千円

○団体営農業水利施設保全合理化事業（H24新規事業）（土地改良区事業主体）

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
八代平野1地区	H25（H24繰越）	6,340ha	転倒堰更新・魚道改修・ 管理棟改修1式	76,460千円
八代平野2地区	H25（H24繰越）	5,218ha	用水調整ゲート改修・ ネットフェンス設置外	166,500千円
八代平野3地区	H25（H24繰越）	550ha	ネットフェンス L=1,700m	18,400千円
平和地区	H25（H24繰越）	293ha	ネットフェンス L=300m・ 水位調整ゲート改修1式	17,333千円
八代平野北部2	H26（H24繰越）	4,742ha	ネットフェンス L=3,820m	50,000千円

○団体営農業農村整備事業(H27新規事業)

事業名	地区名	事業年度	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業内容	
団体営農業農村整備事業	日奈久新開東割	H27	10.6	58,500	排水路工	L=1064.5m

【千丁支所】

○県営事業

事業名	地区名	事業年度	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業内容
湛水防除 事　　業	八代新地 地　　区	H12～18	132.0	554,590	排水機場工　　1カ所 導水路工　　L=867m 排水ポンプ　　φ900mm 4機 吐出量（全体）　6.7㎥/s
排水対策 特別事業	八代新地 地　　区	H12～18	72.0	270,200	排水路工　　L=1,759.6m
排水対策 特別事業	新牟田 地　　区	H17～23	190.0	1,417,700	排水路工　　L=750m 排水機場工　　1カ所 排水ポンプ　　φ1800mm 4機 吐出量（全体）　28㎥/s
排水対策 特別事業	東牟田 地　　区	H19～24	27.0	366,000	排水路工　　L=210m 排水機場工　　1カ所 排水ポンプ　　φ700mm 2機 吐出量（全体）　1.5㎥/s
排水対策 特別事業	第二東牟田 地　　区	H34 (予定)	62.8	470,000	排水路工　　L=640m 排水機場工　　1カ所 排水ポンプ　　φ800mm 2機 吐出量（全体）　2.4㎥/s

※　新牟田地区の排水機場は、県土木とのアロケ事業として1/4を県土木部が負担。

※　東牟田地区は平成18年度調査、平成19年度採択。

※　第二東牟田地区は、東牟田地区の進捗及び河川の築堤と県道改良事業の進捗を考慮し、採択申請を行う。

【鏡支所】

○県営事業

事業名		地区名	実施年度	受益面積(ha)	受益戸数(戸)	総事業費(千円)	事業内容
排水対策特別事業		鏡町塩浜	H19～24	79	141	737,100	排水路工 L=1,340m 排水機場 1カ所
ほ場整備事業(一般)		野崎	S55～62	158	125	1,321,522	区画整理 158ha
特殊ほ場整備事業		北新地	S45～51	190	91	705,870	区画整理 152.8ha 整地工 24.7ha 農地造成 12.8ha
経営体育成基盤整備事業	一般	鏡町塩浜	H24～H30	61.8	130	520,000	排水路 L=5.7km 農道 L=1.0km 客土 25.0ha 暗渠 18.9ha
		野崎	H25～H32	164.4	105	713,000	排水機場 1カ所 排水路 L=6.0km 農道 L=1.3km 客土 36.3ha 暗渠 12.5ha
		両出	H26～H31	166	179	1,183,000	排水路 L=9.1km 用水路 L=13.7km 農道 L=6.6km 客土 24.9ha 暗渠 9.0ha
		貝洲	H28～H32	24	51	416,000	区画整理 23.7ha
	担い手支援	新屋敷	H18～22	23	46	220,000	排水路 2,900m 農道 1,400m 客土 6.0ha 暗渠 6.8ha
		第二西区	H18～23	40	56	490,000	排水路 2,964.5m 農道 2,626.2m 客土 17.4ha 暗渠 27.3ha
事業名		地区名	実施年度	受益面積(ha)	受益戸数(戸)	総事業費(千円)	事業内容
地域水田農業支援緊急整備事業		北新地中央	H18～23	197	156	731,000	客土 149.4ha 暗渠 148.0ha
湛水防除事業		野崎	H25～32	164.4	114	646,700	排水機場 1カ所

○熊本県農業農村整備推進交付金特認事業

事業名	地区名	実施年度	受益面積(ha)	受益戸数(戸)	総事業費(千円)	事業内容
特認事業	両出江湖開	H23	2	4	90,000	排水路工 L=161.5m

○団体営農業体質強化基盤整備促進事業

事業名	地区名	実施年度	受益面積(ha)	受益戸数(戸)	総事業費(千円)	事業内容
定率助成	野崎、砥原	H24	6	15	26,200	排水路工 L=495m

(10) 農業委員会

①農業委員定数

区分		定数	備考
選挙による委員		人 30	第1区　(5人)：　昭和・郡築・八千把地区 第2区　(4人)：　代陽・八代・松高・太田郷・龍峰地区 第3区　(4人)：　植柳・麦島・高田・宮地・坂本地区 第4区　(6人)：　金剛・日奈久・二見地区 第5区　(3人)：　千丁地区 第6区　(6人)：　鏡地区 第7区　(2人)：　東陽・泉地区
選任による委員	農協推薦	1	
	土地改良区推薦	1	
	農業共済推薦	1	
	議会推薦	4	
計		37	

②農地移動状況

区分		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)
法第3条	所有権	66	228,572	129	433,806	168	242,234	53	176,170	61	203,064
	使用貸借	0	0	1	9,036	0	0	0	0	2	30,417
	賃借権	1	5,889	0	0	1	5,453	3	12,540	1	1,725
法第4条		49	30,454	42	39,404	33	24,807	44	24,725	32	13,563
法第5条	所有権	136	106,432	125	87,522	119	100,887	131	96,099	145	115,827
	賃借権 使用貸借	41	25,751	28	22,767	45	49,026	29	17,601	29	29,458
法第18条6項		43	259,249	91	369,864	139	976,711	141	1,013,271	161	932,238
その他	許可不要 転用届	36	14,004	47	27,318	17	6,222	15	10,793	58	19,835
	時効取得	20	13,831	27	11,442	23	32,423	30	45,415	11	10,143
計		392	684,182	490	1,001,159	545	1,437,763	446	1,396,614	500	1,356,270

③転用状況

区分	種別	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		筆数・件数	面積(㎡)	筆数・件数	面積(㎡)	筆数・件数	面積(㎡)	筆数・件数	面積(㎡)	筆数・件数	面積(㎡)
地目別	田	340 筆	141,579	360 筆	131,054	325 筆	167,481	267 筆	132,389	269 筆	113,906
	畑	155	35,062	163	45,967	78	21,238	92	26,972	108	44,942
	計	495	176,641	523	177,021	403	188,719	359	159,361	377	158,848
目的別	住宅用地	151 件	79,155	123 件	75,662	145 件	80,120	149 件	91,484	122 件	81,041
	工業用地	7	9,667	7	7,386	29	36,188	18	23,289	20	38,241
	公共用地	19	11,785	28	20,856	1	1,106	5	5,472	2	3,962
	その他の用地	85	76,034	84	73,117	52	71,305	49	39,116	62	35,604
	計	262	176,641	242	177,021	227	188,719	221	159,361	206	158,848

3　林　　業

（1）概要

①林業経営体数

林家数　160戸

②土地利用状況

土地面積(ha)	林野面積（ha）				林野比率(%)
	計	国有林	民有林		
			公有林	私有林	
68,060	50,149	9,888	1,768	38,494	74

※資料:熊本県林業統計要覧(平成26年度版)

③民有林林種樹種別面積

ア　人工林　（単位：ha）

スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他	計
17,416.13	9,258.27	356.35	217.95	145.14	27,393.84

イ　天然林　（単位：ha）

マツ	クヌギ	広葉樹等	その他	計
5.18	16.45	12,230.78	43.38	12,295.79

ウ 未立木地等　（単位：ha）

未立木地	更新困難地	竹林	特殊林	計
150.56	105.22	306.59	9.69	572.06

④造林種別実績(一般民有林)　（単位：ha）

再　造　林	拡大造林	複　層　林	計
51	0	0	51

⑤除間伐実績(一般民有林)　（単位：ha）

国庫補助事業	県有林事業	治山事業	針広混交林化促進事業	融資	自力等	計
219	16	136	167	0	162	700

※資料:熊本県林業統計要覧(平成26年度版)

（2）林道

林道及び作業道は、多面的機能を有する森林の適切な整備、保全を図り、効率的な林業経営や農山村地域の振興のために必要不可欠な基盤施設である。

①林道整備　（単位：路線、m）

全幅5.0m以上		4.0m以上～5.0m未満		全幅4.0m未満		計	
路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
2	40,687	29	150,975	40	85,106	71	276,768

②作業道現況

路線数　　546路線

延　長　　473,160m

※資料:熊本県林業統計要覧(平成26年度版)

（３）緑の少年団

次代を担う子どもたちが、森林での学習活動、地域の社会奉仕活動、野外活動を通じて、自然や人を愛し、自ら社会を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、子どもが主体となった地域の緑化推進団体。

①少年団の構成　（平成29年5月現在）

少年団名		八代ナザレ園緑の少年団			東陽小学校緑の少年団			泉わくわく緑の少年団			泉蜂の子緑の少年団			八竜緑の少年団		
学校名等		八代ナザレ園			東陽小学校			泉小学校			泉第八小学校			八竜小学校		
役員	会　長	1名			1名			1名			1名			1名		
	指導員	1名			1名			1名			1名			1名		
団員数		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	～3年生	3	4	7	16	14	30	9	12	21	2	2	4	16	21	37
	4年生	0	3	3	9	5	14	3	7	10	0	0	0	11	8	19
	5年生	0	1	1	5	5	10	9	2	11	1	1	2	8	3	11
	6年生	2	1	3	10	5	15	9	3	12	1	1	2	7	5	12
	合　計	5	9	14	40	29	69	30	24	54	4	4	8	42	37	79

②主な活動内容

ア　年間活動（他の団体と活動する行事）
「緑の募金」街頭募金活動（5月）、全県緑の少年団交流集会（8月）、
緑化啓発イベント（10月）

イ　自主活動行事（各少年団ごとに行う活動行事）
学習活動、奉仕活動、野外活動（レクレーション等）

（４）八代産材利用促進事業

① 事業目的

森林整備と木材利用を図るため、八代産材を使用した、建築主自らが居住する木造住宅の新築、改築、増築又はリフォーム（以下「新築等」）を行う場合に、その経費の一部を助成するものであり、八代産材の需要拡大と、木材関連産業等の振興を図るとともに、八代市の林業の活性化及び森林の健全化を促進する。

② 対象者

ア 補助対象住宅の建築主であること。

イ 市内に住所を有する者（新築等に伴い、市内に転入する者を含む。）

ウ 市税等の滞納がない者

③ 対象住宅

ア 建築主自らが居住するために新築等をする木造住宅で、市内において建築されるものであること。

イ 新築等に当たり、八代産材を 80%以上使用していること。

ウ 市内の事業者による施工であること。

エ 新築においては、八代市産の畳を 6 畳以上使用していること。

オ 契約を締結した日から 60 日以内かつ、棟上げ前に申請すること。

カ 原則として、交付申請をした日の属する年度の末日までに新築等が完了し、実績報告ができるものであること。

④ 補助額

補助金の額は、次に掲げる新築等の区分に応じ算出する。（その数に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）ただし、新築にあっては 20 万円、増築、改築又はリフォームにあっては 10 万円を限度額とする。

ア 新築、改築及び増築の場合

補助対象住宅の新築、改築及び増築に係る床面積の坪数に 4,000 円を乗じて得た額

イ リフォームの場合

補助対象住宅のリフォームに係る 1 立方メートル単位で表示した木材使用材積数量に 1 万円を乗じて得た額

4 水 産 業

（1）概要

①海面・内水面漁協組合員数等

漁協名		組合員数（人）			漁業経営体数	漁船数（隻）		
		正	准	計		動力船	無動力船	総数
海面	鏡　町	60	321	381	51	164	－	164
	千　丁	23	75	98	21	32	－	32
	昭　和	38	111	149	21	35	－	35
	八　代	126	142	268	93	195	－	195
	日奈久	24	10	34	19	22	－	22
	二　見	24	5	29	24	21	－	21
	計	295	664	959	229	469	－	469
内水面	球磨川	1,294	44	1,338	－	－	－	－
	郡築内水面	174	0	174	－	－	－	－
	八代南部内水面	47	0	47	－	－	－	－
	氷　川	224	0	224	－	－	－	－
	計	1,739	44	1,783	－	－	－	－

※出典:平成28年版熊本県の水産　　（平成２７年度末現在）

②養殖漁業・生産量

項目		経営体数	生産量	摘要
海　面	ノリ	1	293,000 枚	鏡町漁協
	アオノリ	10	12.0 kg	八代漁協
	カキ	18	13.0 t	鏡町漁協

※出典:漁協総会資料、漁協聞き取り　　（平成27年度末現在）

③魚種別漁獲量　　単位：t

魚種＼年度	23	24	25	26	27
こ の し ろ	79	108	104	89	33
し ら す	6	12	－	－	3
ひ ら め	6	7	10	9	9
か れ い 類	5	9	5	3	3
た ち う お	3	3	4	4	2
くろだい・へだい	10	14	13	11	8
す ず き 類	21	16	13	9	9
く る ま え び	0	0	0	0	0
その他のえび類	1	1	3	1	1
が ざ み 類	8	19	23	11	8
あ さ り 類	213	5	6	4	4
い か 類	12	17	23	25	12
た こ 類	10	13	15	14	15

※出典：農林水産省 海面漁業生産統計調査　　（平成２７年度末現在）

5　商　　業

（1）商店数の推移

年度	市町村名	商店数（店）			従業員数（人）			年間販売額（万円）		
		卸売	小売	総数	卸売	小売	総数	卸売	小売	総数
H14	旧八代市	330	1,389	1,719	2,651	7,556	10,207	12,375,989	10,226,177	22,602,166
	旧坂本村	2	61	63	4	202	206	x	x	x
	旧千丁町	35	70	105	219	268	487	732,362	434,631	1,166,993
	旧鏡町	51	225	276	389	956	1,345	2,383,096	1,180,720	3,563,816
	旧東陽村	1	21	22	3	67	70	x	x	x
	旧泉村	2	48	50	3	103	106	x	x	x
	計	421	1,814	2,235	3,269	9,152	12,421	15,501,093	12,118,015	27,619,108
H16	旧八代市	336	1,361	1,697	2,607	7,571	10,178	11,810,900	10,746,400	22,557,300
	旧坂本村	3	57	60	6	181	187	7,800	140,600	148,500
	旧千丁町	34	68	102	177	243	420	625,000	305,500	930,500
	旧鏡町	50	213	263	361	837	1,198	1,505,000	1,064,300	2,569,200
	旧東陽村	2	22	24	6	62	68	x	x	84,400
	旧泉村		61	61		125	125		64,600	64,600
	計	425	1,782	2,207	3,157	9,019	12,176	13,963,530	12,391,004	26,354,534
H26	八代市	342	1,055	1,397	2,372	6,242	8,614	11,473,300	10,612,900	22,086,200

※その数字に該当する値が1又は2の場合、その秘密を保護するために、数字を秘匿したことを示す。　　商業統計調査
なお、秘匿数字が推計できる場合は、値が3以上でも「x」で秘匿している。

（２）中小企業金融対策

八代市中小企業融資制度

（平成29年4月1日現在）

制度名	貸付対象者	資金の使途	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	保証料率	平成28年度 貸付枠（預託額） 〔累計出損額〕	平成28年度貸付実績 件数 （残件数）	平成28年度貸付実績 金額 （貸付残額）
八代市小口資金融資制度	市内に1年以上引き続き住所又は、事務所、店舗、工場を有する従業員20人以下の企業で市税を完納しているもの	(1) 事業経営に必要な資金	1企業 1,000万円 以内	30カ月 45カ月 60カ月	年2.00％ 年2.10％ 年2.20％	年0.45％～1.25％で協会が定めた料率 補給後料率 年0.225％～0.625％	1,967,500千円 〔78,700千円〕	14件 （134件）	127,425千円 （258,007千円）
八代市中小企業経営安定特別融資制度	中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者 ア 市内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること イ 市税を完納していること	(1) 事業経営に必要な資金	1企業 1,500万円 以内	3年以内 5年以内 7年以内	年2.10％ 年2.20％ 年2.30％	年0.25％～1.70％で協会が定めた料率 補給後料率 年0.125％～0.85％	1,452,000千円 （484,000千円）	22件 （223件）	139,500千円 （609,603千円）
八代市中小企業大規模小売店対策特別融資制度	中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者 ア 市内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること イ 市税を完納していること ウ 大規模小売店の新設、増床、営業時間変更又は倒産等により影響を受けること	(1) 事業経営に必要な資金	1企業 1,500万円 以内	6年以内	年1.90％	年0.45％～1.90％で協会が定めた料率 補給後料率 年0.225％～0.95％	0千円 （0千円）	0件 （0件）	0千円 （0千円）
八代市中小企業設備近代化資金融資制度	中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者 ア 市内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること イ 市税を完納していること	(1) 店舗の新築、改築、改造等の施設整備資金 (2) 機械器具、装置等の購入資金	1企業 8,000万円 以内	5年以内 7年以内 10年以内	年2.10％ 年2.20％ 年2.30％	年0.45％～1.90％で協会が定めた料率	42,000千円 （14,000千円）	0件 （4件）	0千円 （31,772千円）

制度名	貸付対象者	資金の使途	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	保証料率	平成28年度 貸付枠（預託額） 〔累計出損額〕	平成28年度貸付実績 件数 （残件数）	平成28年度貸付実績 金額 （貸付残額）
八代市中小企業高度化資金融資制度	(1)中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、協同組合連合会及び企業組合 (2)商店街振興組合法第2条に規定する商店街振興組合及び同連合会	(1)工場、店舗等の集団化又は協業化資金 (2)協同事業としての建物施設の増築、増設等資金又は土地の造成、購入等資金 (3)市長が特に認めた組合（連合会）事業資金	1組合 （連合会） 2億円以内	10年以内	年1.75％	年0.45％～1.90％で定めた保証料が必要な場合があります。	2,000千円 （1,000千円）	0件 （0件）	0千円 （0千円）
八代市中小企業団体合理化資金融資制度	(1)中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する中小企業団体 (2)商店街振興組合法第2条に規定する商店街振興組合及び同連合会 (3)（1）及び（2）の構成員 ア市内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること イ市税を完納していること	(1)経営の合理化、近代化資金	1団体 1億円以内 1構成員 1,000万円 以内	7年以内	年1.75％		0千円 （0千円）	0件 （0件）	0千円 （0千円）
八代市企業誘致特別資金融資制度	本市に進出する先端技術を有する製造業で、本市での投資資本（土地家屋及び設備に係るもの）1億円以上の企業	(1)運転資金 (2)設備資金	1企業 2億円以内（但し、投資資本の3分の2を限度とする）	10年以内	各金融機関の所定の利率		0千円 （0千円）	0件 （0件）	0千円 （0千円）
八代市中小企業勤労者特別融資制度	(1)本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者 (2)中小企業基本法に規定する中小企業その他市長が認める事業所に引き続き1年以上勤務している者 (3)市税を完納している者	(1)生活資金全般	1勤労者 150万円以内	5年以内	年2.7％		3,000千円 （1,000千円）	0件 （0件）	0千円 （0千円）

（３）やつしろハーモニーホール（※指定管理者制度導入・H19 年度～）

①やつしろハーモニーホール（八代市新町 5 番 20 号）

工　　期　　着工　平成 9 年 11 月 25 日　　竣工　平成 12 年 3 月 23 日
開　　館　　平成 12 年 6 月 1 日
敷地面積　　16,602.39 ㎡
建築面積　　3,809.769 ㎡（うち床面積 2,600.57 ㎡）
延床面積　　6,101.475 ㎡
建　　物　　鉄骨鉄筋コンクリート造　地下 1 階　地上 4 階
1 階　多目的ホール、情報コーナー、喫茶コーナー、楽屋、事務室
2 階　市民ホール、練習室、スタジオ、録音調整室
3 階　大会議室Ａ・Ｂ、中会議室、研修室、第 1･2･3 小会議室、和室
駐 車 場　　228 台
総 工 費　　約 2,895,000 千円
財源内訳　　国庫補助金　700,000 千円　　地方債　1,650,000 千円
一般財源　　545,000 千円
事　　業　　貸施設

②多目的広場（ハーモニーホールに隣接して整備）

工　　期　　平成 5 年度～平成 9 年度（工事は平成 8 年度～平成 9 年度）
敷地面積　　6,000 ㎡
総 工 費　　約 234,000 千円
財源内訳　　国庫補助金　　78,000 千円　　地方債　117,000 千円
一般財源　3,900 千円
構 造 物　　トイレ、ウォーターカーテン、せせらぎ水路、パーゴラ、ベンチ、その他（タイル舗装、植栽、車止め、照明灯）

使 用 料　　（円）

施　設　名	（午前） 9:00～12:00	（午後） 13:00～17:00	（夜間） 18:00～22:00	（全日） 9:00～22:00	時間外 1 時間当たり
市民ホール	8,640	11,550	11,550	31,740	3,240
市民ホール(舞台のみ)	3,240	4,320	4,320	11,880	1,080
楽屋 1・2・3・4	640	860	860	2,370	210
練習室	1,610	2,160	2,160	5,930	530
スタジオ	960	1,290	1,290	3,550	310
大会議室Ａ・Ｂ	1,720	2,260	2,260	6,250	530
中会議室	1,390	1,830	1,830	5,060	430
第 1･第 2 小会議室	1,390	1,830	1,830	5,060	430
第 3 小会議室	1,180	1,610	1,610	4,410	430
和室	1,720	2,260	2,260	6,250	530
研修室	1,610	2,160	2,160	5,930	530
多目的ホール	4,320	5,710	5,710	15,750	1,390
多目的広場	2,160	2,910	2,910	7,980	1,080

〈備考〉

1　時間外とは、午前9時以前、午後0時から午後1時まで、午後5時から午後6時まで及び午後10時以降をいう。

2　午後0時から午後1時まで及び午後5時から午後6時までについては、その前後の時間帯における利用に支障がないと認められる場合に限り、時間外として利用の許可をするものとする。この場合において、午前から午後まで連続して利用するときにあっては午後 0 時から午後1時までについて、午後から夜間まで連続して利用するときにあっては午後5時から午後6時までについて、それぞれ使用料を徴収しないものとする。

3　物品等の販売又は営利を目的とした宣伝行為等の催物を行う場合の使用料は、上記使用料の10割増とする。

4　物品等の販売又は展示を目的とする場合の利用は、多目的ホール及び多目的広場に限るものとする。

5　楽屋 1・2・3・4 の利用は、市民ホール又は市民ホール(舞台のみ)の利用者に限り、許可するものとする。

6　前項の場合において、市民ホールの利用者からは、楽屋 1・2・3・4 の使用料は徴収しない。

平成28年度　やつしろハーモニーホール利用状況

区分／施設	使用可能日数（A）	使用日数（B）	使用率（B／A）	使用可能回数（C）	使用回数				回転率（D／C）	使用件数（E）	入場者数	稼働率（E／A）
					午前	午後	夜間	合計（D）				
	日	日	%	回	回	回	回	回	%	件	人	%
市民ホール	306	207	67.6	918	146	174	123	443	48.3	269	62,732	87.9
多目的ホール	327	277	84.7	981	247	226	184	657	67.0	346	62,911	105.8
練　習　室	327	298	91.1	981	207	224	235	666	67.9	420	11,915	128.4
ス タ ジ オ	327	201	61.5	981	43	102	142	287	29.3	267	3,346	81.7
大会議室Ａ	327	308	94.2	981	227	287	143	657	67.0	470	26,006	143.7
大会議室Ｂ	327	296	90.5	981	214	272	143	629	64.1	413	22,023	126.3
中 会 議 室	327	303	92.7	981	232	266	194	692	70.5	519	12,952	158.7
小会議室1	327	296	90.5	981	125	249	184	558	56.9	427	3,809	130.6
小会議室2	327	286	87.5	981	152	234	167	553	56.4	410	5,586	125.4
小会議室3	327	309	94.5	981	220	273	234	727	74.1	599	8,442	183.2
和　　室	327	232	70.9	981	165	146	116	427	43.5	304	5,008	93.0
研　修　室	327	265	81.0	981	206	219	142	567	57.8	403	9,086	123.2
広　　場	306	66	21.6	918	51	49	22	122	13.3	74	16,902	24.2
合　　計	4,209	3,344	79.4	12,627	2,235	2,721	2,029	6,985	55.3	4,921	250,718	116.9

6 工　　業

（1）分類別製造事業数

①現況（平成26年工業統計調査：従業者4人以上）

分類	事業所数		従業員数		製造品出荷額	
	実数（所）	構成比（%）	実数（人）	構成比（%）	実数（万円）	構成比（%）
食料品	36	21.6	1,637	24.2	3,485,750	14.5
飲料	6	3.6	135	2.0	1,718,660	7.1
繊維	14	8.4	171	2.5	96,310	0.4
木材	14	8.4	131	1.9	216,866	0.9
家具	3	1.8	25	0.4	32,782	－
パルプ・紙	7	4.2	557	8.2	6,873,030	28.6
印刷	4	2.4	57	0.8	43,882	0.2
化学	7	4.2	245	3.6	1,174,069	4.9
石油・石炭	2	1.2	39	0.6	x	－
プラスチック	9	5.4	572	8.5	1,855,315	7.7
ゴム製品	3	1.8	42	0.6	24,018	－
皮革	－	－	－	－	－	－
窯業・土石	15	9.0	239	3.5	483,277	2.0
鉄鋼	4	2.4	121	1.8	243,579	1.0
非鉄金属	－	－	－	－	－	－
金属製品	20	12.0	1,463	21.6	4,072,635	16.9
はん用機器	1	0.6	4	0.1	x	－
生産用機器	6	3.6	348	5.1	802,293	3.3
業務用機器	2	1.2	87	1.3	x	－
電子部品	－	－	－	－	－	－
電気機器	2	1.2	98	1.4	x	－
情報通信機器	－	－	－	－	－	－
輸送用機器	6	3.6	728	10.8	2,410,973	10.0
その他	6	3.6	70	1.0	112,290	0.5
総計	167	100.0	6,769	100.0	24,068,616	100.0

（小数点以下2位を四捨五入）

②年別推移

年　度	事業所数（所）	前年対比(%)	従業者数（人）	前年対比(%)	製造品出荷額（万円）	前年対比(%)
H22	192	97.5	6,911	100.6	21,641,940	105.3
H23	182	94.8	6,961	100.7	21,471,318	99.2
H24	183	100.5	7,098	102.0	23,378,784	108.9
H25	173	94.5	7,012	98.8	22,928,829	98.1
H26	167	96.5	6,769	96.5	24,068,616	105.0

（小数点以下2位を四捨五入）

（２）八代市企業振興促進条例（要旨）

設置目的　市内に工場等を投資する民間事業者に対し、奨励措置及び便宜の供与を行い、もって本市産業の振興と雇用機会の拡大に寄与する。

奨励措置（適用工場）の基準

①土地、家屋及び償却資産で、事業の用に直接供するもので、その取得価格合計額が 2,000 万円（中小企業者にあっては 500 万円）を超えること。

②新規雇用者（雇用保険被保険者に限る）の数が 5 人以上（中小企業者にあっては 2 人以上）

③対象業種並びに地域指定

製造業、情報通信業、運輸業、自動車整備業、リサイクル産業、卸売業、電気・ガス・熱供給業、コールセンターなど

奨励措置内容

①固定資産税の減免

固定資産税の減免の期間は、適用工場の操業開始後その投資に係る投下固定資産に対し、初めて固定資産税が賦課される年度から適用する。

固定資産税の減免の額は、前項の固定資産に対して賦課される固定資産税の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる減免率を乗じて得た額とする。

区分	減免率
初年度	100/100
2 年度	100/100
3 年度	100/100
4 年度	50/100
5 年度	50/100

※操業開始時の投下固定資産総額が 20 億円以上かつ新規雇用者が 100 名以上の製造業に属する適用工場のうち市長が認めるものその他市長が特に認める適用工場等の場合は、操業開始以後 3 年以内に取得した固定資産も「投資に係る投下固定資産」とみなし減免する。

②工場等建設補助金

適用工場のうち、投資に係る操業開始時の投下固定資産総額が 1 億円以上の工場等に対し、次の表により算出した額を工場等建設補助金として交付する。

ア　投下固定資産総額が 1 億円以上の工場等の場合

投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額
1 億円以上	10 人未満	投下固定資産総額×1%（土地代を除く）
	10 人以上 40 人未満	投下固定資産総額×2%（土地代を除く）
	40 人以上	投下固定資産総額×3%（土地代を除く）
20 億円以上	100 人以上	投下固定資産総額×5%（土地代を除く）

イ　操業開始時の投下固定資産総額が 20 億円以上かつ新規雇用者が 100 名以上の製造業の適用工場のうち市長が認めるものその他市長が特に認める適用工場等の場合

投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額
20 億円以上	100 人以上	投下固定資産総額×5% （土地代を除く） （操業開始から 3 年以内の分も含む）

③用地取得等補助金

ア　投下固定資産総額が 1 億円以上の工場等の場合、土地の取得価格の 30／100

イ　工場等を賃借する場合、敷金等を除く 1 年間の賃借料の 1／2

④雇用奨励金

新規雇用者（正社員）1 人につき、50 万円

新規雇用者（正社員以外）1 人につき、30 万円

補助金の限度額

奨励措置（固定資産税の減免を除く）の合計額の上限額は、次の表に掲げる区分に応じた額とする。

投下固定資産総額	新規雇用者数	補助金の限度額
1 億円未満	10 人未満	5,000 万円
1 億円以上	10 人未満	1 億円
	10 人以上 40 人未満	2 億円
	40 人以上	3 億円
20 億円以上	100 人以上	6 億円

便宜の供与　①適用工場の投資に必要な資料を提供すること。

②用地の取得、労務の充足、輸送施設の整備、その他の適用工場の投資のために必要な事項につき、援助及び協力を行うこと。

（3）八代市情報通信関連企業立地促進補助金

設置目的　　情報通信関連産業の立地促進及び雇用機会お拡大を図り、本市の経済活性化に資することを目的とする。

施行年月日　平成 28 年 4 月 1 日

奨励措置（適用事業所）の基準

①対象業種

ア情報通信業のうち次の業種

（ア）通信業

（イ）情報サービス業

（ウ）インターネット付随サービス業

イコールセンター事業

ウその他ア又はイに類する事業

②事業所の開設にかかる投下固定資産額及び投下リース資産額の合計が300万円以上であること。

③事業所開設時点の新規雇用者が3人以上であること。

奨励措置内容

①設備投資補助金

事業所の開設に要した投下固定資産額の10%を補助。

②事業所賃借料補助金

事業所開設後、1年目から3年目までに要した、事業所の年間賃借額（敷金等除く）及び投下リース資産費用の1/2を補助。

③専用通信回線料補助金

事業所開設後、1年目から3年目までに要した情報通信業等の用に供する専用通信回線料の1/2を補助。

④雇用促進補助金

次に掲げる期間中に雇用されていた新規雇用者で当該期間において1年以上継続して雇用されたものについて、常時正社員として雇用されていた者の数に30万円を乗じて得た額と当該常時正社員として雇用されていた者以外の者の数に15万円を乗じて得た額を合計した額

（１）１年目

（２）事業所の開設の日の翌日から２年経過日までの間

（３）１年経過日の翌日から３年経過日までの間

（４）八代高等職業訓練校（八代市清水町2-94）（※指定管理者制度導入・H18年度～）

	（訓練校校舎）	（実習棟）
敷　　地	1,777.33㎡	
着　　工	昭和56年7月29日	平成12年10月16日
竣　　工	昭和57年2月4日	平成13年1月28日
建　　物	鉄筋コンクリート3階建　666㎡	鉄骨造　215.3㎡
	普通教室、特別教室、事務室	実習室3室、渡り廊下
運営主体	職業訓練法人 八代職業訓練運営会	
種　　別	事業内職業訓練校	
訓練期間	2年間（普通課程）	

【普通職業訓練普通課程】（平成 29 年 3 月末現在）

訓練科目の名称	訓練生の数（人）		
	1 年生	2 年生	合　計
建築施工系木造建築科	2	4	6
建築施工系鉄筋コンクリート施工科	0	0	0
建築仕上系左官･タイル施工科	0	0	0
塗装系建築塗装科	0	0	0
木材加工系木工科	0	0	0
裁縫系和裁科	0	0	0
金属加工系構造物鉄工科	0	0	0
機械系機械加工科	0	0	0
計	2	4	6

【自主訓練】（平成 28 年度）

職業訓練ではあるが、県の補助金対象外となる訓練。

科名（コース名）	訓練期間	実施回数	受講生数
和 裁 科	2 年間	―	―

訓練コース申請のための予備訓練

科名（コース名）	訓練期間	実施回数	受講生数
2 級建築施工管理技士講習	48 時間	―	―

【委託事業】

●離職者訓練事業（平成 28 年度実施）

求職中の方が、新たな知識・技能を短期間で身につけ、再就職に役立てられる能力を開発するため、パソコン、簿記等の資格取得を目指す訓練を実施。入校は雇用保険受給者が優先。入校者は安定所、県で選定。

委託元	科名（コース名）	実施期間	受講生数
熊本県立熊本高等技術専門校	OA 事務科 6 月生 (H28.6～H28.9)	3 ヶ月	17 人
	経理事務科 8 月生 (H28.8～H28.10)	3 ヶ月	16 人
	OA 経理販売科 (H28.10～H29.3)	6 ヶ月	20 人

（5）働く婦人の家（フレンドリーやつしろ）（八代市清水町 2-94）

（※指定管理者制度導入・H21 年度～）

工　　期　　着工　昭和 56 年 7 月 29 日　　竣工　昭和 57 年 2 月 4 日
開　　館　　昭和 57 年 6 月 1 日
建　　物　　鉄筋コンクリート造 2 階建　709.79 ㎡（1 階 347.05 ㎡　2 階 362.74 ㎡）
敷　　地　　2,150.39 ㎡

施設内容　　１階　講習室、講習室 2、和室、託児室、事務室、相談室、
　　ロビー（図書コーナー）
　　２階　体育室、調理実習室
総 工 費　　144,066 千円
財源内訳　　国庫補助金　30,000 千円　　県補助金　30,000 千円　　一般財源　16,766 千円
　　地 方 債　　67,300 千円（中小企業退職金共済事業団還元融資）
設置目的　　市内に居住または勤務している女性及び男性を対象とし、これら女性及び男性の福祉に関する事業を総合的に行い、その福祉増進を図る。
事業内容　　①生活・職業・健康・育児等に関する相談及び指導
　　②一般教養・職業生活技術及び家庭生活技術に関する研修会・鑑賞会・展示会等の開催
　　③グループ活動及びクラブ活動の推進及び指導
　　④休養・レクリエーション等余暇の活用のための便宜供与
　　⑤その他市長が必要と認める事業

平成 28 年度定期講座
　　主催講座（4 月～翌年 3 月）　34 講座（短期講座含む）
　　自主クラブ（前期、後期）　　27 講座

平成 28 年度利用状況　　（単位：人）

区　分	勤　労	家　庭	男　性	託　児	合　計
講　　座	3,667	7,365	849	26	11,907
ク　ラ　ブ	2,873	3,318	803	0	6,994
主催・共催事業	1,377	3,037	897	0	5,311
団　体　利　用	0	0	0	0	0
個　人　利　用	257	519	34	0	810
合　　計	8,174	14,239	2,583	26	25,022

施設別利用状況

区分＼年度	H24	H25	H26	H27	H28
体　育　室	10,321	9,168	8,870	12,195	8,580
講　習　室	6,030	5,758	5,949	5,390	5,339
講　習　室　2	1,261	1,677	1,267	1,567	1,189
和　　室	1,386	1,321	1,621	1,653	1,147
調　理　室	1,967	1,997	2,132	2,313	2,259
館　外　活　動	7,282	5,076	4,979	1,419	4,431
相談室・ロビー	201	837	717	853	733
託　児　室	219	185	113	107	26
計	28,667	26,019	25,648	25,497	23,704

（６）サンライフ八代（八代市日置町 692-1）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）
工　　期　　着工　昭和 60 年 12 月 25 日　　竣工　昭和 61 年 8 月 24 日
建　　物　　鉄筋コンクリート 2 階建　1,386.685 ㎡
　　1 階　教養・文化室、トレーニング室、体育館、雇用就業相談室、事務室
　　小会議室
　　2 階　研修室（1）・(2)、会議室、職業技能講習室
敷　　地　　2,544.47 ㎡
建 設 費　　300,000 千円（雇用促進事業団）

目　　的　市民の雇用の促進と福祉の向上を図るため、職業相談・職業情報の提供等を行うと共に、心身の健康保持・体力の増進及び教養文化などのための便宜を供与することを目的する。

業務内容　職業・技能講習室、雇用・就業情報展示室、健康相談室、教養・文化室、体育室等の運営に関する業務を行う。

平成 28 度運営実績（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

区　分	件　数	延　べ　利　用　者　数		
		中高年者（45 歳以上）	左記以外の者	合　計
雇用就業相談室	3,174	3,174		3,174
教養文化室	149	1,772	25	1,797
研修室 1	224	2,377	549	2,926
研修室 2	183	2,497	250	2,747
研修室（1・2）	10	109	313	422
会議室	76	287	208	505
小会議室	145	453	211	664
職業技能講習室	113	1,456	191	1,647
トレーニング室	6,195	3,753	2,442	6,195
体育室	1,960	13,608	6,773	20,381
その他	3	164	93	257
計	12,232	26,650	11,065	49,974

＊平成 14 年度までは、雇用・能力開発機構の委託事業として実施。
＊平成 15 年度からは、八代市が（財）サンライフ八代へ委託して事業を実施。
＊平成 18 年度からは、指定管理者として（財）サンライフ八代へ管理運営委託。

年度別利用者数

年度	H24	H25	H26	H27	H28
件数	43,466	42,341	42,625	40,014	49,974

（7）雇用促進対策

①八代市就業資格取得支援助成金制度

内　容：就職のために必要な免許や資格の取得に係る費用(講座等の受講費用･試験等の受験費用など)の２分の１（上限 5 万円）を助成。

対象者：雇用者の都合による解雇、雇い止、自己都合による離職等により職を失った方や、学卒後就労経験のない方等で公共職業安定所を通じて求職活動を行っている方。
中学・高校・大学等を卒業後 5 年以内で、市内の事業所に在職中の方。

②利用実績（平成 28 年度）

取得資格内容	対象数（人）	補助額
福祉・介護関係（ヘルパー2 級など）	0	0 円
医療関係（その他事務含む）	6	175,000 円
運輸関係（大型特殊など）	6	176,000 円
合計	12	351,000 円

③八代市職業相談室

設 置 場 所：サンライフ八代

業 務 内 容：求職者を対象とした職業相談、職業紹介、雇用相談等。

相談時間等：午前 9 時 30 分～午後 5 時まで

（休）土日祝・第 2 月曜・年末年始

（８）八代市産業活性化人材育成支援事業

目　　的　研究開発、技術の向上、経営の安定化等のため、従業員に研修を受講させる特定業種の企業及び中小企業（以下「企業等」という。）に対し補助金を交付することにより、人材の育成を支援し、もって本市の産業活性化を図る。

対　象　者　研究開発、技術の向上、経営の安定等のために従業員に受講させる八代市内の次の企業。

①中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業（製造業、建設業、運輸業、サービス業、小売業の中小企業）

②中小企業基本法第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する製造業、運輸業、建設業、卸売業を営む中小企業者、又は企業り地促進法の規定により八代市が定める基本計画（八代市港湾利用・物流拠点型産業集積形成基本計画）において指定集積業種として定められている業種の企業（飼料・有機質肥料製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、運輸業、卸売業）

③新規雇用者への研修実施企業

対象となる研修　①企業等の業務に関連する知識や技術の向上、経営の安定化を図る講座・セミナー

②企業価値を高める資格・免許取得に係る講習

③企業等の価値を高めるＣＳＲ（企業の社会的責任）に関する講座・セミナー

④その他市長が特に認める講座・セミナー

補助対象経費　①補助金の交付の対象となる経費は、交通費、受講料、研修講師招へい経費とする。

②補助対象経費のうち、交通費、受講料に対する補助は、同一年度内において、同一従業員につき 1 回限りとする。

補助金額・限度額　補助金の額は、補助対象経費に次の表の掲げる補助率を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てた額）とする。

対象企業	補助率	補助限度額		
		1 人当たり	講師招へい経費	1 企業当たり（1 会計年度）
製造業の中小企業	1/2	5 万円	8 万円	15 万円
指定集積業種の企業				
新規雇用者への研修実施企業			業種による	業種による
上記以外の企業	1/3	3 万円	5 万円	8 万円

平成 28 年度実績　補助件数 49 件（研修受講者数 88 名）

補助金支給金額　延べ　14 社　829,000 円

（９）八代市新技術・新製品研究開発支援事業補助金

目　　的	成長が期待される産業分野（セミコンダクタ関連分野、モビリティ関連分野、クリーン関連分野、フード＆ライフ関連分野及び社会・システム関連分野という。）において、中小企業者等が実施する新技術・新製品等の研究開発事業に対し、独自の優れた技術･製品をもつ企業の育成を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。
施行年月日	平成 26 年 4 月 1 日
対 象 者	本事業の対象者となる事業者は、次の条件のいずれかに該当するものとする。 ①八代市内に主たる事業所を有している中小製造業者又は小規模企業者 ②中小製造業者を主体とした事業協同組合又は協業組合であって、当該組合を構成している事業者の 2 分の 1 以上が八代市内に主たる事業所を有しているもの ③中小製造業者を主体とした任意団体であって、当該団体を構成している事業者の 2 分の 1 以上が八代市内に主たる事業所を有しているもの ④企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 5 条第 1 項の規定により本市が定める基本計画において指定集積業種として定められている業種の企業 ※前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としない。 ①助成金の交付を受けた回数が、通算して 3 回を超える者 ②市税を完納していない者
補助対象事業	助成対象者が実施する新技術・新製品等の研究開発事業であって、原則として、国及び他の地方公共団体等から助成等を受けていないものとする。
補助対象経費	補助金の交付の対象となる経費は、謝金、旅費、事務費、委託費・外注費とする。
補助金額・限度額	助成金の額は、助成対象経費に 3 分の 2 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、100 万円を限度として予算の範囲内で交付する。
平成 28 年度実績	補助件数　　2 件 補助金支給金額　2,000,000 円
事 業 費	平成 29 年度 200 万円
財源内訳	市（10/10）：200 万円

7　観光・物産

(1)主要観光施設・行事

①施設

地域	施　　設　　名
八代	八代市立博物館(未来の森ミュージアム)、松浜軒(松井文庫)、龍峯山自然公園、古麓歴史自然公園、東片自然公園、万葉の里公園、八代市松中信彦スポーツミュージアム、日奈久ドリームランド「シー・湯・遊」、新八代駅がめさん公園、日奈久ゆめ倉庫
坂本	さかもと八竜天文台、八竜山自然公園、百済来川遊水公園、くま川ワイワイパーク
千丁	いぐさの里公園
鏡	赤星公園、鏡ヶ池公園
東陽	東陽石匠館、笠松公園、石橋公園、黒木止善館
泉	矢山岳山頂公園、五家荘平家の里、五家荘自然塾、五家荘渓流キャンプ場、久連子古代の里、樅木の吊橋、梅の木轟公園吊橋、氷川ダム湖、白岩戸公園、五家荘草花資料館

②自然

地域	内　　容
八代	松浜軒の肥後花菖蒲・カキツバタ、松井神社の臥龍梅、八代草、春光寺のアジサイ、妙見宮(八代神社)の樟、八王社の樟、流藻川水源、妙見町・二見越猪地区のホタル
坂本	薬師堂の銀もくせい、走水の滝、坂本町日光の棚田、鮎帰地区・百済来地区のホタル
鏡	赤星公園のぼたん
東陽	登尾神社の桂、清水堂の椋・榎、清水堂湧水
泉	岩宇土山周辺の福寿草、五家荘の紅葉、せんだん轟の滝、梅の木轟の滝、泉町の雲海、二本杉峠・峰越峠の樹氷、泉町白岩戸・岩奥の棚田、しゃくなげ、雁俣山のカタクリ、西の岩地区・白岩戸地区・本屋敷地区のホタル、宮の崎の大桜

③史跡

地域	史　　跡　　名
八代	八代城跡(都市公園)、麦島城跡、万葉の里水島、河童渡来の碑、旧郡築新地甲号樋門、八代神社(妙見宮)、十三重石塔、懐良親王の墓、春光寺、悟真寺龍峯史跡群、二見眼鏡橋群と薩摩街道
坂本	百済来地蔵堂、大門薬師堂の鰐口、大門観音堂の鰐口
鏡	鏡が池、大鞘樋門
千丁	岩崎神社
東陽	東陽町の石橋
泉	緒方家、左座家、木造男女神坐像、法浄寺の梵鐘、銅造釈迦如来立像

④祭り行事

月	祭り行事	月	祭り行事
4月	印鑰神社春季大祭鮒取り神事(7日) 釈迦院花まつり(8日) 岩崎神社春季大祭(15日) 五家荘山開き(下旬)	10月	やつしろ全国花火競技大会(第3土曜日) せんちょうい草の里まつり(第3日曜日) 東陽しょうが祭(第4日曜日) 平家の里・琵琶と夜神楽(下旬) 五家荘紅葉祭(25日～11月20日)
5月	九州国際スリーデーマーチ (第2金・土・日曜日) ふる郷愛鏡祭(第4日曜日) 氷室祭(31日深夜から6月1日未明)	11月	みなと八代フェスティバル（5日） 緒方家イベント（上旬） 坂本ふるさとまつり(第2日曜日) 八代妙見祭(22～23日) 塩屋八幡宮祭(25日)
6月	平家いずみお茶まつり (第1土・日曜日)	12月	火流の彩（31日～1月1日）
7月	十八夜祭＜ふるさと夏祭り＞(18日) 日奈久温泉丑の湯祭り(土用丑の日) ヤマメつかみ取り大会（下旬）	1月	
8月	八代くま川祭り(第1土曜日)	2月	城下町「やつしろ」のお雛祭り (中旬～3月上旬)
9月	九月は日奈久で山頭火(1か月) 日奈久温泉十五夜綱引き大会 (旧暦8月15日) 貝洲加藤神社秋季例大祭(24日)	3月	日奈久温泉スプリングフェスタ (最終日曜日)

【期日不確定】　蛇籠・日奈久・鏡の朝市

⑤伝統芸能

地域	伝統芸能
八代	植柳盆踊り、二見洲口町雨乞い踊り
坂本	鮎帰地区雨乞い踊り、鶴喰地区棒踊り・久多良木地区棒踊り
千丁	大鞘節、千丁町銭太鼓、女相撲
鏡	芝口棒踊り、上鏡獅子舞、大鞘名所、貝洲加藤神社の神楽
東陽	東陽町棒踊り、東陽町銭太鼓、稚児舞
泉	樅木神楽、本屋敷神楽、葉木神楽、岩奥神楽、久連子古代踊り

⑥海洋レジャー基地（やつしろ舟出浮き）

八代観光の目玉の一つとして、八代に古くから伝わる漁法（ツボ網、羽瀬網、カニ網、イカ網、えび流し網漁）を見学し、新鮮な海の幸を無人島で味わってもらう「やつしろ舟出浮き」。海のレジャー基地として三ツ島の一つの中ノ島に桟橋と休憩所2棟、簡易休憩所1棟、簡易水洗便所、野外テーブル5卓、ベンチ10基、野外カマド1基(10連)を設置。その他黒島に桟橋と休憩所2棟、野外カマド1基(5連)、太陽光発電式バイオトイレを設置。

＜やつしろ舟出浮きの漁法＞

カニ網・籠(7月～11月)、羽瀬・つぼ網(4月～11月)、エビ流し網(7月～11月)、イカ網・籠(4月～6月)、カレイ網(7月～11月)

（２）交通アクセス

・九州新幹線 …… ＪＲ博多駅から新八代駅まで　48 分
ＪＲ熊本駅から新八代駅まで　11 分
ＪＲ鹿児島中央駅から新八代駅まで　45 分

・肥薩おれんじ鉄道（八代～川内間）

・高速道路（八代・八代南・日奈久ＩＣ）
…… 福岡ＩＣから八代ＩＣまで　120 分
熊本ＩＣから八代ＩＣまで　40 分
鹿児島ＩＣから八代ＩＣまで 120 分

（３）八代市大会等運営補助金

設置目的　本市において、観光振興と経済発展に寄与する各種大会を誘致し、開催する者に対し補助金を交付する。

補助対象　次に掲げる要件に該当する大会

ア　市内において開催する大会参加者が 100 人以上の九州大会以上の規模の大会

イ　市内において開催する大会で、宿泊の実人数（以下「宿泊者数」という。）が 50 人以上のもの

ウ　その他市長が適当と認める大会

※ただし、次に掲げる大会に対しては補助金を交付しない。

ア　政治的活動を目的とするもの

イ　宗教的活動を目的とするもの

ウ　個人又は、企業等の営利目的で開催するもの

エ　要領に定める補助金以外に助成等を受けて開催する大会

オ　その他、市長が適当でないと認めるもの

補助金額

基準１　大会参加者に応じて、補助する。

大会参加者数	補　助　金　額
100 人以上 500 人未満	20,000 円
500 人以上 1,000 人未満	30,000 円
1,000 人以上	50,000 円

基準２　宿泊実績に応じて、補助する。

宿　泊　者　数	補　助　金　額
50 人以上 100 人未満	25,000 円
100 人以上 200 人未満	50,000 円
200 人以上 300 人未満	100,000 円
300 人以上 400 人未満	150,000 円
400 人以上 500 人未満	200,000 円
500 人以上 600 人未満	250,000 円
600 人以上 1,000 人未満	300,000 円
1,000 人以上	400,000 円

補助実績

年　度	交付団体数	補助金交付額
H24	17	1,600,000 円
H25	28	3,757,000 円
H26	33	3,470,000 円
H27	33	2,705,000 円
H28	23	1,405,000 円

（３－２）八代市合宿応援補助金

設置目的　本市において、観光振興と経済発展に寄与する各種合宿を行う者に対して補助金を交付する。

補助対象　本市において開催されるスポーツ・文化活動等の技術等の向上のために実施される合宿で以下の全ての要件を満たすもの

ア　短期大学、大学等の学生または社会人によって構成される団体であること

イ　市内の宿泊施設を利用していること

ウ　市内の施設等を利用していること

エ　1 回の合宿における延べ宿泊者数が 20 人以上であること

補助金額　延べ宿泊数×2,000 円（上限 10 万円）

補助実績　2 団体　合計 168,000 円（平成 25 年度）

5 団体　合計 428,000 円（平成 26 年度）

10 団体　合計 920,000 円（平成 27 年度）

4 団体　合計 282,500 円（平成 28 年度）

（４）宿泊・休養(憩)施設

①宿泊施設

区　分	施設数(軒)	収容能力(人)	
		団　体	一　般
日奈久地区	17	574	574
八 代 地 区	18	1,395	1,395
千 丁 地 区	0	0	0
東 陽 地 区	0	0	0
鏡　地　区	1	49	49
坂 本 地 区	8	109	109
泉　地　区	17	414	414
合　　計	61	2,541	2,541

②休養(憩)施設

ア　日奈久温泉センターばんぺい湯（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

経営主体　九州綜合サービス株式会社

竣　　工　平成 21 年 6 月 15 日

建　　物　鉄筋コンクリート及び鉄骨造り 3 階建（1,299.20 ㎡）

1 階　公衆浴場、物産コーナー、軽食コーナー、事務室

2 階　大浴場、食事処及び大広間

3階　家族風呂　5
屋外　足湯

事 業 費　499,355千円

本体工事	268,000千円	電気設備工事	45,602千円
機械設備工事	99,081千円	空調設備工事	24,360千円
屋外付帯工事	19,740千円	駐車場整備事業	10,080千円
その他	31,692千円		
財源内訳　国庫補助金	216,640千円	合併特例債	80,400千円
市民公募債	170,000千円	一般財源	32,315千円

イ　西湯（※指定管理者制度導入・H18年度～）
経営主体　九州綜合サービス株式会社
竣　　工　(改築)昭和48年7月17日
建　　物　鉄筋コンクリート平屋建　92.16㎡　　（平成28年3月31日をもって閉館）

ウ　東湯（※指定管理者制度導入・H18年度～）
経営主体　九州綜合サービス株式会社
竣　　工　昭和52年7月11日
建　　物　鉄筋コンクリート平屋建　190.88㎡

エ　東陽交流センターせせらぎ（※指定管理者制度導入・H19年度～）
経営主体　（株）東陽地区ふるさと公社
竣　　工　平成17年2月5日
建　　物　鉄筋コンクリート地下1階、地上2階建
地階　職員用休憩室、倉庫、機械室
1階　事務室、職員休憩室、料理提供室、菓子製造直売室、産地情報コーナー、加工品直売コーナー、調理室、ホール、トイレ
2階　大浴場(男女各1)、家族風呂2、休憩室、受付、事務室、ホール、トイレ、バルコニー

事 業 費　619,953千円

建築本体工事	306,516千円	電気設備工事	41,836千円
機械設備工事	100,139千円	温泉送水工事	51,640千円
厨房設備工事	33,600千円	備品購入費	44,400千円
地質調査費	840千円	設計・監理費	24,675千円
その他	16,307千円		
財源内訳　国庫補助金	90,471千円	地方債（過疎債）	85,900千円
地方債（その他）	4,572千円		

オ　さかもと温泉センター「クレオン(球麗温)」（※指定管理者制度導入・H18年度～）
経営主体　さかもと温泉センター㈱
竣　　工　平成7年2月20日
建　　物　木造2階建造　地上2階建
鉄骨平屋造　　機械室
1階　エントランス、ホール、ラウンジ、浴室、脱衣室(男女各1)、家族風呂、脱衣室2、事務室
2階　休憩室2、遊戯室

事 業 費　364,138 千円（敷地造成、送湯施設、給水施設等含まず）
本体工事　240,402 千円　機械設備工事　100,425 千円
電気設備工事　23,311 千円

＜追加工事＞
竣　工　平成 11 年 3 月 25 日
建　物　木造平屋造　265.00 ㎡
1 階　レストラン、和室、厨房
事 業 費　66,835 千円
本体工事　46,433 千円　機械設備工事　13,871 千円
電気設備工事　6,531 千円

＜追加工事＞
竣　工　平成 27 年 4 月 9 日
建　物　鉄骨平屋造　29.25 ㎡
設　備　木質バイオマスボイラー、太陽光発電パネル、リチウムイオン蓄電池
事 業 費　61,796 千円
建築工事　4,529 千円　機械設備工事　35,424 千円
電気設備工事　19,980 千円　設計・監理　1,863 千円
財源内訳　国：55,222 千円　市：6,574 千円

カ　坂本憩いの家（※指定管理者制度導入・H18 年度～）
経営主体　さかもと温泉センター㈱
竣　工　平成 9 年 2 月 20 日
建　物　木造一部鉄筋コンクリート平屋造
（建築面積 265.00 ㎡、延床面積 348.72 ㎡）
ロビーホール、浴室、脱衣室(男女各 1)、休憩室、事務室
事 業 費　115,309 千円（駐車場整備費等含まず）
本体工事　55,105 千円　機械設備工事　52,530 千円
電気設備工事　7,674 千円

（５）観光宣伝

①施設

ア　八代観光案内所（八代駅）(TEL:0965-32-2436)
開　設　昭和 29 年
運　営　（一社）ＤＭＯやつしろ

イ　八代市観光物産案内所（新八代駅）(TEL:0965-35-6627)
開　設　平成 16 年
運　営　（一社）ＤＭＯやつしろ

ウ　日奈久温泉観光案内所（日奈久観光交流施設）(TEL:0965-38-0267)
（※指定管理者制度導入・H24 年度～）
開　設　昭和 32 年
運　営　九州綜合サービス株式会社

②宣伝活動

ア　市及び（一社）ＤＭＯやつしろとタイアップした大会、会議、各種イベントの積極的な誘致及び特産品プレゼント等、宣伝活動を実施

イ　八代観光案内所・八代市観光物産案内所・日奈久観光案内所を通じ、本市来訪者等への宣伝・観光案内

ウ　マスコミ活用及びパンフレット、ポスター、新聞広告等による宣伝

（６）来訪観光客

年	観光客数（人）	前年比（%）
平成 24 年	2,458,282	113.76
平成 25 年	2,632,450	107.08
平成 26 年	2,381,078	90.45
平成 27 年	2,475,653	103.97
平成 28 年	2,215,463	89.49

※熊本県観光統計算定基準をもとに算出

旅館(日帰客＋宿泊客)＋観光レジャー施設利用客＋大会・会議＋イベント参加者(市外客)

（７）物産

①特産物

ア　農産物

晩白柚、イグサ(熊本畳表)、メロン、トマト・ミニトマト、塩トマト、お茶、しょうが、しいたけ、ゆず、平家大根、イチゴ、じゃがいも

イ　伝統工芸品及び民芸品

高田焼、い草製品(花ゴザ・い草縄・テーブルセンター他)、竹細工、手打ち刃物、刀剣、宮地手漉和紙、おきん女人形、武者のぼり、葉書・葉画

ウ　食品

日奈久竹輪・蒲鉾・天ぷら、海苔、海草珍味、青のり、焼鮎、鮎のうるか、鮎のひらき、鏡オイスター（牡蠣)、しゃくみそ・しゃく漬、このしろ寿司、吉野すし、ハモ御膳、焼酎、とうふの味噌づけ、かずら豆腐、からし蓮根、漬物、柚子製品、しょうが製品、い草製品（粉末、うどん麺、素麺、ソフトクリーム等）、トマト製品（焼酎、ドライトマト、トマピーエン、トマトラーメン等）、晩白柚みそ、日奈久みそ、蜂蜜製品（蜂蜜酒、蜂蜜焼酎等)、やつしろ菜の花ファーム 987 関連製品（菜の花蜂蜜、菜の花油、純米酒「菜々」、菜の花米、玄米黒酢)、八代ひこいちＤＯＮ

エ　お菓子

い草のお菓子、トマトのお菓子、晩白柚のお菓子、雪もち、ニッケ玉、彦一もなか、河童饅頭、亀蛇おかき、いきなり万十、かるかん万十、お告げの石

オ　その他

晩白柚石けん、晩白柚入浴剤、マキシト（晩白柚カクテル）

（８）物産施設

①広域交流地域振興施設（八代市上日置町 4459-1）（※指定管理者制度導入･H20 年度～）

施 設 名 称　　八代よかとこ物産館
事　業　費　　約 300,000 千円
整 備 年 度　　平成 19 年度～20 年度
開設年月日　　平成 20 年 12 月 26 日
構　　造　　鉄骨造平屋建て
敷 地 面 積　　3,968.81 ㎡

建 築 面 積　　806 ㎡（建物本体：601 ㎡　屋外通路：205 ㎡）
主 な 施 設　　物産スペース、レストラン、フリースペース、トイレ、事務室等

②広域交流センターさかもと館（八代市坂本町荒瀬 1239-1）（※指定管理者制度導入･H18 年度～）
事　業　費　　246,056 千円
整 備 年 度　　平成 6 年度
開設年月日　　平成 7 年 4 月 5 日
構　　造　　木造一階建て
敷 地 面 積　　8,129 ㎡
建 築 面 積　　819.47 ㎡
主 な 施 設　　情報物産館、体験学習室、レストラン、喫茶コーナー、厨房、大研修室、事務室、コミュニティルーム、トイレ、駐車場

③農林産物等直売施設「菜摘館」（八代市東陽町南 1051-1）（※指定管理者制度導入･H19 年度～）
事　業　費　　61,650 千円
財 源 内 訳　　国庫補助金　27,500 千円　　県補助金　　4,950 千円
　　一般財源　　29,200 千円
整 備 年 度　　平成 7 年度（平成 8 年 2 月 28 日竣工）
開設年月日　　平成 8 年 4 月 1 日
構　　造　　木造平屋建て　コロニアル葺
敷 地 面 積　　2,356.81 ㎡（東陽交流センター「せせらぎ」含む）
建 築 面 積　　267.75 ㎡
主 な 施 設　　事務所（16.36 ㎡）、売り場（227.0 ㎡）、トイレ（24.39 ㎡）

④ふれあいセンターいずみ（八代市泉町下岳 3296-1）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）
事　業　費　　955,037 千円
財 源 内 訳　　地域総合整備事業債　652,900 千円　　一般財源　302,137 千円
整 備 年 度　　平成 7～8 年度
開設年月日　　平成 9 年 4 月 1 日
構　　造　　鉄骨造 2 階建
敷 地 面 積　　8,477 ㎡
建 築 面 積　　1,991 ㎡
主 な 施 設　　1 階 特産品販売所、レストラン、体験工房、きなっせホール(多目的集会ホール)
　　2 階 カラオケ室

8　産業活性化支援事業

（1）八代市農地利用集積促進事業

目　　的　イ草の栽培面積の減少により冬場に利用されていない農地や今後遊休化が懸念される高齢農家や兼業農家が所有する農地について、担い手農家への集積を促進し、露地野菜等の土地利用型農業の推進を図る。

施行年月日　平成 23 年 4 月 1 日

対 象 者　補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。
①賃借権の設定を行っていること。
②市内に住所を有する農業を営む者で市税の滞納がないこと。
③国又は熊本県から同種の助成を受けていないこと。

事 業 内 容　ア　5 年以上の新規の賃借権設定に対し 10a 当たり 2 万円（初年度のみ）
※平成 25 年度まで
イ　上記の賃借権設定により経営耕地面積が 5 割以上又は 1ha 以上増加（中山間地域の場合は 5 割以上又は 0.5ha 以上の賃借権又は水稲の主要農作業受託による増加。若しくは複数経営体の合計で 5 割以上又は 1ha 以上の賃借権又は水稲の主要農作業受託による増加）した場合に農業機械等の導入経費の一部を補助
（補助率：1／2 以内、上限：100 万円）

事 業 費　平成 28 年度　3,500 万円

財 源 内 訳　市（10／10）：3,500 万円

年　度	機械導入補助		農地集積補助		
	補助金額（千円）	件数	補助金額（千円）	件数	面積（㎡）
平成 24 年度	27,982	32	19,320	77	967,935
平成 25 年度	26,752	30	12,395	72	621,667
平成 26 年度	36,231	40			516,740
平成 27 年度	25,844	28			337,356
平成 28 年度	12,561	14			211,858

9　地籍調査事業

目　　的　　地籍調査は「国土調査法」に基づいて一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界及び面積を調査・測量し、地籍図と地籍簿を作成することにより土地に関する最も基礎的な情報を整備するものである。
わが国の土地に関する記録の多くは、明治時代の地租改正によって作られた地図（公図）を基にしたもので、土地の境界や測量に不備・欠陥がある。
限りある国土の有効活用・保全のためには、土地の実態を正確に把握する地籍調査を実施する必要がある。地籍調査の成果は、個人の土地取引から公的機関による地域の整備まで、およそ土地に関するあらゆる行為のための基礎データとなるものである。

事業費負担割合　　国　1／2　　県　1／4　　市　1／4

調査対象面積　　560.95 ㎢

【内訳】　八代地区　128.67 ㎢
千丁地区　11.12 ㎢
鏡 地 区　25.40 ㎢
坂本地区　139.32 ㎢
東陽地区　54.99 ㎢
泉 地 区　201.45 ㎢

※第6次十箇年事業計画(H22～H31)策定に基づき数量調整を実施。

これまでの実績

（単位：㎢）

地区名＼年度	H24	H25	H26	H27	H28	H28年度までの実績（累積）
調査済面積(換算)	14.84	13.41	14.63	14.2	0.59	310.28 ㎢（市全体進捗率 55.31%）
八 代 地 区	3.43	2.09	3.2	1.26	0.48	28.68 ㎢（進捗率　22.28%）
千 丁 地 区						11.12 ㎢（進捗率 100.00%）H17完了
鏡　　地 区						25.40 ㎢（進捗率 100.00%）
坂 本 地 区						139.32 ㎢（進捗率 100.00%）
東 陽 地 区	2.76	3.38	4.52	3.2	0.11	30.94 ㎢（進捗率 56.26%）
泉　　地 区	8.65	7.94	6.91	9.74	0	74.82 ㎢（進捗率　37.14%）

＊坂本地区の実績については、単独事業での実施分19.06㎢を含む。

平成29年度の事業概要（補助事業申請）

事 業 費（市全体）　90,000 千円
調査面積（換算）　8.17 ㎢
【内 訳】　八代地区　0.14 ㎢
東陽地区　1.43 ㎢
泉 地 区　6.60 ㎢